安全管理規程の概要
（一般不定期航路事業者向け）

国土交通省 九州運輸局
海上安全環境部運航労務監理官
令和8年11月

1．対応すべき内容（主なもの）

事業を始めるにあたって対応が必要な事項

- □ 「一般不定期航路事業」の登録
- □ **安全管理規程の作成及び届出**
- □ 資格者証を取得し、
 安全統括管理者及び運航管理者の選任及び届出
- □ 兼務講習の受講（※船長等と運航管理者 兼務の場合）
- □ 安全設備等の設置（通信設備・救命いかだ等）
- □ 特定操縦免許の保有（令和6年4月1日改正後のもの）
- □ 特定教育訓練の実施
 （※船舶・航路の変更や初任の乗組員が対象）

定められた時期までに実施すべき事項

- □ 安全情報の外部への公表・運輸局への報告（年1回）
- □ 輸送実績の報告（年1回） など

2. 安全管理規程の作成及び届出(１)

安全管理規程とは？

人の運送をする事業(遊漁船業は除く)の安全について
事業者が行うべきルールを明記したもの。

インターネットなどで、利用者に対する公表も必要となる。

安全管理規程どおり運航を行っていなければ、法違反となります。

(罰則:海上運送法第50条第6項
届出をした安全管理規程によらないで、事業を行ったとき。
１００万円以下の罰金)

2.安全管理規程の作成及び届出(２)

安全管理規程は本則の他、運航基準、作業基準、事故処理基準で構成され、各場面でのルール・手順を定めるものです。記録すべき内容・保存期間が明確に定められています。

① 第21条等　記録の作成・備置き・保存期間

各種記録の作成義務・備置場所・保存期間を
規程上で明示、**各種記録を作成する必要があります。**

② 運航基準 第12条　船長と運航管理者との「通信手段」

航行中・緊急時における連絡手段(無線・携帯電話等)を規程に具体的に記載すること

③ 運航基準 第2条等　気象・海象情報の入手元および取得時間

気象情報の取得先(海上保安部・気象庁等)と確認タイミング(発航前〇時間前等)を規程に具体的に記載し、そのとおり実行しなければなりません。

2.安全管理規程の作成及び届出(３)

安全管理規程に基づき記録すべき内容の記載様式(例)

様式名	データ	根拠条文
安全情報の公表掲載例 (２種類あるので、ご注意ください)	① Word:29KB PDF:107KB	海上運送法第19条の3 同法施行規則第19条の2 の2
	② Excel:153KB	
運航管理表	Excel:18KB PDF:269KB	安全管理規程第24条 運航基準第5条
運航管理表 限定小規模事業者特例用 ※航海時間1時間未満かつ船長のみ	Word:26KB PDF:98KB	
運航の可否判断の手順	Excel:16KB PDF:169KB	
発航前検査記録簿(20トン以上) 発航前検査記録簿(20トン未満)	Excel:16KB PDF:244KB Excel:18KB PDF:366KB	安全管理規程第25条 運航基準第16条
陸上施設点検簿	Excel:13KB PDF:200KB	安全管理規程第25条 運航基準第17条
アルコール検査記録簿	Excel:13KB PDF:193KB	安全管理規程第25条 運航基準第18条
旅客の遵守事項	Word:32KB PDF:105KB	安全管理規程第25条 運航基準第20条
巡視記録簿	Excel:14KB PDF:188KB	安全管理規程第25条 運航基準第22条
教育・訓練記録簿	Excel:13KB PDF:159KB	安全管理規程第37条
内部監査に係る記録 内部監査チェックリスト (小規模海運事業者用)	Excel:13KB PDF:165KB Word:25KB PDF:151KB	安全管理規程第41条
非常連絡事項報告様式	Excel:16KB PDF:154KB	事故処理基準第4条

各事項とも押さえるべきポイントがあります。
確実に行い、記録し、保存してください。

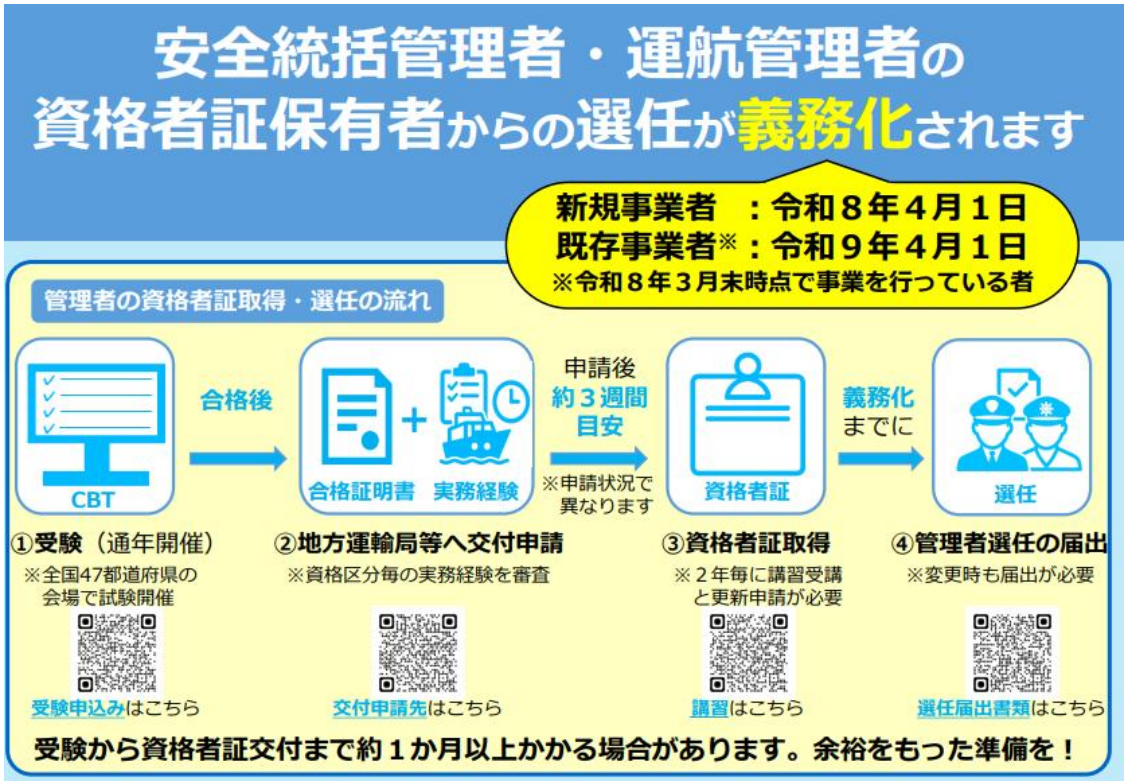
(例)アルコール検査
・検知器を使ったアルコール検査が必須。
・検査結果は第三者(検査を受ける者以外の者)が確認、検査記録簿へ記入が必要。

「実施」+「記録」+「保存」
これが重要です

詳しくはこちら

3. 資格者証を取得した安全統括管理者及び運航管理者の届出

- 安全統括管理者・運航管理者を選任するためには資格者証を取得し、届出が必要。
- また、資格者証には有効期限があり**2年ごとに更新が必要**。



会場：
（一社）海洋教育センター
（一社）日本海上交通安全協会
受講手数料：18,200円（1回当たり）
資格者証交付手数料：1,700円

詳しくはこちら
↓

5. 兼務講習の受講（該当者のみ）

- 運航管理者と船長等の兼務は「原則禁止」です。
- ただし、一定の条件を満たす場合は「兼務可能」となります。

（条件）

「同時に運航している船舶が1隻」 かつ ＋ 「当該船舶の総トン数が 20 トン未満（小型船舶）、かつ、旅客定員が 13 人未満」 の登録事業者である場合

「限定小規模事業者」と言います

- その際は、船長（運航管理者）と常時連絡を取ることができる**陸上従業者**を配置し、**運航管理者（船長）と陸上従業者**が、**兼務講習**を受講・運輸局への報告（届出）が必要
- また、兼務講習は、2年ごとに受講する必要があります。

詳しくはこちら
↓

講習実施機関：（一社）海洋教育センター、（一社）日本海上交通安全協会
受講手数料：9,600円（1回当たり）　※講習実施機関ごとに異なります

6. 九州運輸局HP等でのご案内

- 「一般不定期航路事業について」

事業開始に際し、必要な手続等が掲載されています。

・「安全情報の公表について」

公表すべき安全情報、運輸局への報告方法が掲載されています。

- 「特定教育訓練について」

特定教育訓練の内容や進め方、教材ひな形を公開しています。